

議案第42号

つくばみらい市運動公園等条例の一部を改正する条例

つくばみらい市運動公園等条例(平成18年つくばみらい市条例第122号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 2 教育委員会は、運動公園等の運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定する者(以下「指定管理者」という。)に運動公園等の管理を行わせることができる。

第15条を第18条とする。

第14条の次に次の3条を加える。

(指定管理者に行わせる業務等)

第15条 第4条第2項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 運動公園等の利用の許可に関する業務
  - (2) 運動公園等の利用の制限に関する業務
  - (3) 運動公園等の利用の許可の取消し及び利用の中止に関する業務
  - (4) 運動公園等の設備の変更等の承認に関する業務
  - (5) 運動公園等の施設維持管理に関する業務
  - (6) その他教育委員会が定める業務
- 2 前項の場合における第5条から第10条の規定の適用については、第5条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(利用料金)

第16条 第11条の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合にあつては、前条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の規定による許可を受けた者は、指定管理者に当該許可に係る施設等の利用料金を支払わなければならない。

- 2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 第12条及び第13条の規定は、第1項の利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、市長とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定の期間)


第17条 指定管理者が運動公園等の管理を行う期間は、5年以内とする。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月1日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩 

提案理由

運動公園等の体育施設の管理運営について、設置目的を効果的かつ効率的に実現できることが期待できる指定管理者制度による民間活力を導入するため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市運動公園等条例(平成18年つくばみらい市条例第122号)新旧対照表

改正案	現行
<p>(管理)</p> <p>第4条 つくばみらい市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、運動公園等を常に良好な状態において管理し、最も効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会は、運動公園等の運営上必要と認めるときは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に運動公園等の管理を行わせることができる。</u></p> <p>(指定管理者に行わせる業務等)</p> <p>第15条 <u>第4条第2項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合の業務は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>運動公園等の利用の許可に関する業務</u></p> <p>(2) <u>運動公園等の利用の制限に関する業務</u></p> <p>(3) <u>運動公園等の利用の許可の取消し及び利用の中止に関する業務</u></p> <p>(4) <u>運動公園等の設備の変更等の承認に関する業務</u></p> <p>(5) <u>運動公園等の施設維持管理に関する業務</u></p> <p>(6) <u>その他教育委員会が定める業務</u></p> <p>2 <u>前項の場合における第5条から第10条の規定の適用については、第5条から第10条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(管理)</p> <p>第4条 つくばみらい市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、運動公園等を常に良好な状態において管理し、最も効率的な運用を図らなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(利用料金)

第16条 第11条の規定にかかわらず、第4条第2項の規定により指定管理者に運動公園等の管理を行わせる場合にあつては、前条第2項の規定により読み替えて適用する第5条の規定による許可を受けた者は、指定管理者に当該許可に係る施設等の利用料金を支払わなければならない。

2 前項の利用料金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第12条及び第13条の規定は、第1項の利用料金について準用する。この場合において、これらの規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定の期間)

第17条 指定管理者が運動公園等の管理を行う期間は、5年以内とする。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、前項に定める期間を短縮することができる。

(委任)

第18条 (略)

(新設)

(新設)

(委任)

第15条 (略)